

○南伊豆地域清掃施設組合議会定例会条例

南伊豆地域清掃施設組合条例第17号

令和5年6月20日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定に基づく南伊豆地域清掃施設組合議会の定例会の回数は、毎年2回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。